

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	地域企業就業支援業務の委託について
--------	-------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部消費者支援等担当課就労支援係）

事業の概要

事業名	地域企業就業支援事業														
担当課	消費者支援等担当課														
目的	<p>厳しい雇用情勢において、安定した就労を志向しているものの、就職先が決まらない区内在住の <u>35 歳未満</u> の若年者を対象に（仮称）緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用して新たに雇用し、研修や職場実習を行うことにより、地域の企業等で就業するために必要な基礎力の養成や職場での実務的な能力の開発及び向上を図る機会を提供し、雇用期間終了後の職場実習先における正規雇用化の支援及び地域の企業等の就業促進を図る。</p>														
対象者	<p>新宿区内に在住し、雇用される時点の満年齢が <u>35 歳未満</u> である失業者（本年 3 月に大学・高校等を卒業した未就職者も対象とする。）</p>														
事業内容	<p>本事業は、「（仮称）緊急雇用創出事業臨時特例補助金」の交付を受けることを前提に実施するものである。現在求職中の若年者を対象に、地域の企業で就職するために必要な基礎力を養成する事前研修を実施したうえで、職場実習により実践的な職業能力の開発及び向上を図る。（事前研修、職場実習を合わせて <u>3.5 か月間</u> 行う）。職場実習先としては、都内の採用意欲の高い中小企業を想定しており、職場実習終了後に双方の合意が整えば正規雇用契約を締結し、地域企業への就業を促進するものである。</p> <p>【実施方法】</p> <p>一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業者の許可を受けている人材派遣会社に委託して行う。</p> <p>(1) 失業者の募集（30 名とする）</p> <p>本事業の対象となる失業者 30 名を募集する。募集にあたって「応募申込書」により、失業者の属性に関する情報（氏名、生年月日、住所、電話、職務経歴等）を収集する。</p> <p>(2) 失業者への事前研修・職場実習</p> <p>応募者の中から選考された失業者に対して事前研修を実施し、その後、受入企業における職場実習を行う。その際、随時面談によるカウンセリングを行い、職場実習受入先への正規雇用に向けたフォローアップを実施する。</p> <p>【過去実績との比較】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">内容</th> <th style="width: 25%;">前々回了承事項(※1)</th> <th style="width: 25%;">前回は承事項(※2)</th> <th style="width: 25%;">今回報告事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者の年齢</td> <td>40 歳未満</td> <td>40 歳未満</td> <td>35 歳未満</td> </tr> <tr> <td>事業の実施期間</td> <td>6 か月間</td> <td>6 か月間</td> <td>3.5 か月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 23 年度第 2 回本審議会報告・了承事項 ※2 平成 24 年度第 2 回本審議会報告・了承事項</p>			内容	前々回了承事項(※1)	前回は承事項(※2)	今回報告事項	対象者の年齢	40 歳未満	40 歳未満	35 歳未満	事業の実施期間	6 か月間	6 か月間	3.5 か月間
内容	前々回了承事項(※1)	前回は承事項(※2)	今回報告事項												
対象者の年齢	40 歳未満	40 歳未満	35 歳未満												
事業の実施期間	6 か月間	6 か月間	3.5 か月間												

件名 地域企業就業支援業務の委託について

保有課(担当課)	消費者支援等担当課
登録業務の名称	地域企業就業支援事業
委託先	現時点では未定 (平成25年4月の導入にむけ、同年2月14日の指名業者選定委員会に付議依頼を行い、同年4月1日付で契約を締結する予定である。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【事業利用者(失業者)に係る次に掲げる情報項目】 氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、緊急連絡先(氏名、住所及び電話番号)、学歴、職務経歴、事前研修・職場実習・フォローアップにおける面接記録、研修報告書、個別の就業(勤務)状況、本事業に雇用される期間の給与、給与振込口座
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	下記「委託の内容」に係る業務を、次に掲げる許可を受けている事業者に委託することにより、当該事業を効果的かつ効率的に行うことができる。 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可 2 職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可
委託の内容	次に掲げる業務を委託する。 1 失業者の募集に関すること。 2 失業者の選考及び採用に関すること。 3 失業者の雇用管理に関すること。 4 失業者の研修(事前研修、研修計画作成、フォローアップ) 5 職場実習(職場実習受入企業の募集、選定) 6 失業者の就職支援 7 失業者及び職場実習受入企業への本事業に関するアンケート調査 8 事業実施の報告及び成果物の提出に関すること。
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電子的媒体(PC)の使用にあたってはパスワードを使用し、情報保護を図る。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。